

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、令和2年3月20日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	1,930
普通作業員	1,670
軽作業員	1,330
造園工	1,880
法面工	2,440
とび工	2,230
石工	2,510
ブロック工	2,400
電工	2,060
鉄筋工	2,270
鉄骨工	2,170
塗装工	2,450
溶接工	2,460
運転手(特殊)	2,340
運転手(一般)	1,890
潜かん工	3,400
潜かん世話役	4,030
さく岩工	3,080
トンネル特殊工	3,670
トンネル作業員	2,690
トンネル世話役	3,740
橋りょう特殊工	2,780
橋りょう塗装工	3,030
橋りょう世話役	3,420
土木一般世話役	2,210
高級船員	2,890
普通船員	2,210
潜水土	3,940
潜水連絡員	2,490
潜水送気員	2,500
軌道工	3,110
型わく工	2,490
大工	2,460
左官	2,340
配管工	1,940
はつり工	2,100
防水工	2,310
板金工	2,220
サッシ工	2,750
内装工	2,320
ガラス工	2,320
建具工	1,740
ダクト工	1,910
保温工	2,180
設備機械工	2,270
交通誘導警備員A	1,340
交通誘導警備員B	1,170